

中古自動車に関するトラブル

消費者から中古自動車に関するトラブルの相談が寄せられています。

▼販売店で買ったばかりの中古自動車を自宅に乗って帰る際にハンドルに違和感があった。修理工場で診てもらおうと車本体ではなくタイヤの劣化が原因だった。販売店に補償を求めたが、タイヤは消耗品であり保証対象外と取り合ってくれない。契約書を確認すると確かにそう書いてあるが、説明がなかったのは納得できない。代金を減額してほしい（60代・男性）

▼現状渡しで購入した中古自動車が、購入後1か月もしないうちにエンジントラブルが多発したため販売店に返品した。購入代金の返金を求めたが、現状渡しを理由に拒否された。納得できないので返金してほしい。（70代・男性）

売買の対象物に隠れた瑕疵があった場合は、民法の規定により売主が「瑕疵担保責任」を負うことになり、買主は損害賠償請求や契約解除できる場合がありますが、中古自動車は新車とは異なり、同じメーカーの同じ車種であったとしても使用履歴によって価格も状態も様々であるという商品特性を持っています。

それゆえ、ある程度の損傷が存在するのは当然であり、買受後の修理の必要性の有無や費用を見込んだうえで購入代金を決めるという取引慣習があることから、販売店に責任を問えるかどうかは、購入代金も含めて総合的に判断する必要があります。

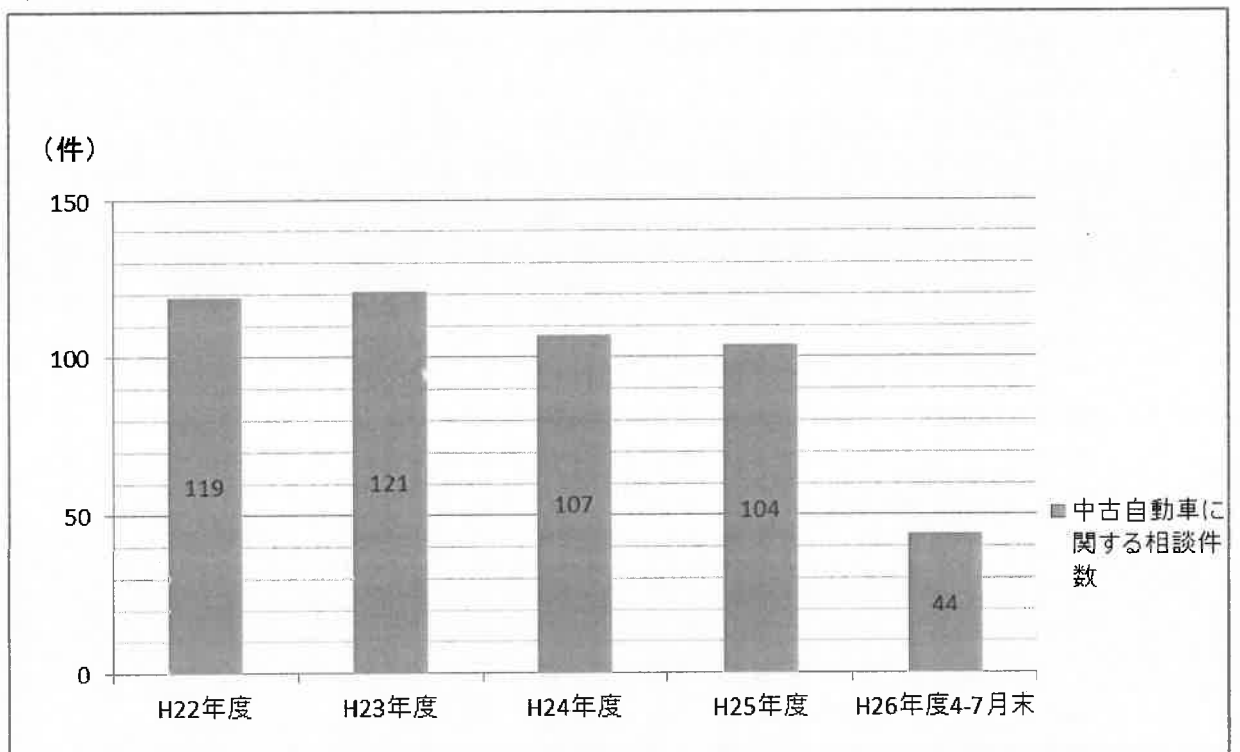
いずれにせよ、消費者にとって中古自動車の品質の良し悪しを見極めることは難しいものです。購入前に十分な下調べをし、あせって契約しないようにしましょう。もしトラブルになった場合は最寄の消費生活センターに相談するとともに、専門的なことは中古自動車販売協会、自動車公正取引協議会などにも相談してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

H P : 岐 阜 県 消 費 者 の 窓
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/index.html>

消費者ホットライン0570-064-370

(お近くの市町村又は県の相談窓口につながります)



中古自動車に関するトラブルの相談件数
(平成22年度～平成26年度7月末)